

第1 設置

調布市産業振興プラン（以下「プラン」という。）の策定について検討を行うため、調布市産業振興プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、プランの策定について必要な事項を調査検討する。

第3 組織

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 観光・商業支援団体関係者 2人以内
- (3) 創業・就労支援団体関係者 2人以内
- (4) 市内交通事業関係者 1人以内
- (5) 市内金融機関関係者 1人以内
- (6) 市民代表（公募） 2人以内

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日からプランが策定される日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第6 招集

委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業振興課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。